

# 第4次障害者計画の概要

## および

### 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 に係る国の基本指針の見直しについて

1

#### 第4次障害者基本計画 概要

##### 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去する。

##### 基本的方向

- 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
  - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ
  - (※)向上の視点を取り入れていく
  - (※) アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
  - アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
- 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
  - (※) 障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
  - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
- 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
  - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
- 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

##### 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

2

## 各論の主な内容

### 1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
  - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
  - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進 ・ICTを活用した歩行者移動支援

### 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
  - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
  - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

### 3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
  - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
  - ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
  - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
  - ・障害者支援施設の安全体制確保

### 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
  - ・障害者にも配慮した施設設備やサービス・情報提供等の一層の促進
  - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
  - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防

### 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
  - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
  - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
  - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
  - 障害のある子供への支援の充実
    - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

### 6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
  - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
  - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
  - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
  - ・難病治療法の研究開発

### 7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
  - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
  - ・行政機関の窓口での配慮
  - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

### 8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
  - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
  - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
  - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
  - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
  - ・農業分野の就労支援

### 9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
  - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
  - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
  - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
  - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
  - ・パラリンピック等のアスリートの育成強

### 11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
  - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

# (障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる) 基本指針の(改正)ポイント

## 第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

### 第一の一 基本的理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (重度化・高齢化への対応のために、日中サービス支援型共同生活援助の活用を新たに例示)
4. 地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の構築について新たに言及)
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援 (医療的ケア児についての記述を4.から移動)
6. 福祉人材の確保【新設】
7. 障害者の社会参加を支える取組【新設】(特に文化芸術、及び読書に関する各法律の計画的推進について言及)

### 第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 訪問系サービスの保障
2. 日中活動系サービスの保障
3. GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 (日中サービス支援型共同生活援助、自立生活援助の整備について協調。地域生活支援拠点等の機能充実について追記。)
4. 一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実【新設】(人材育成等を通じた体制整備)
6. 依存症対策の推進【新設】

### 第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

1. 相談支援体制の構築 (現状の評価の実施と総合的な相談支援体制、専門的案指導・助言及び人材育成機能の強化について新たに言及)
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援  
(一)発達障害者等への相談支援体制の充実  
(二)発達障害者及び家族等への支援体制の確保【新設】 (ペアプロ・ペアトレ等の支援体制の確保、専門医療機関等の確保について新たに言及)
4. 協議会の設置等

### 第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 地域支援体制の構築 (社会参加や包容の推進、共生型サービスの活用、障害児施設のケア単位の小規模化や地域との交流機会の確保等、進路調整の体制整備について新たに言及)
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 (放課後等デイサービス等の実施に学校等の空き教室の活用、難聴児及びその家族への支援の充実を新たに言及)
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備  
(一)重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実 (人数やニーズの把握、短期入所体制の確保、協議の場の設置、コーディネート者の配置)  
(二)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実  
(三)虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

5

## 第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

### 第二の一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 地域生活への移行者の目標設定
- ② 施設入所者減の目標設定  
(新たに入所する者については、真に必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議を実施すること、施設入所者への個々の状況に応じた意思決定支援の実施について言及)

### 第二の二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 障害保健福祉圏域、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況【削除】
2. 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況【削除】
1. 精神障害者の精神病床から退院後の一年以内における平均生活日数(306日以上を基本)【新設】
2. 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
3. 精神病床における早期退院率(入院3ヶ月時点:69%以上、6か月時点:89%以上、1年時点:92%以上)

### 第二の三 地域生活支援拠点等の整備が有する機能の充実

地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1つ以上の拠点を整備確保しつつ、その充実のため、年一回以上運用状況を検証および検討

### 第二の四 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 就労移行支援事業等の一般就労移行者の目標設定 (全体及び移行支援、継続支援A・Bそれぞれに目標値を設定)
- ② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の目標設定
- ③ 大学在学中の学生への専門的な就労支援の利用を促進
- ④ 農福連携の取組推進
- ⑤ 高齢障害者のニーズに応じて、継続Bによる適切な支援の実施と他のサービスや事業に適切につなぐ体制の構築

### 第二の五 障害児支援の提供体制の整備等

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築【新設】
3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置【追加】(市町村もしくは圏域でのコーディネーターの配置について言及)

### 第二の六 相談支援体制の充実・強化等【新設】

総合的専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する(基幹相談支援センターの業務内容)

### 第二の七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提のための取組

6

### 第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

#### 第三の一 作成に関する基本的事項

1. 障害者等の参加
2. 地域社会の理解促進
3. 総合的な取組
4. 障害福祉計画等作成委員会等の開催
5. 関係部局相互間の連携
6. 市町村・都道府県の連携
7. 障害者等のニーズ等の把握
8. 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
9. 区域設定（都道府県）
10. 住民意見の反映
11. 他計画との関係
12. 定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

#### 第三の二 市町村障害福祉計画等

1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
2. 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策
3. 市町村の地位生活支援事業の実施に関する事項
4. 関係機関との連携に関する事項

#### 第三の三 都道府県障害福祉計画等

1. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込み量の確保のための方策
3. 各年度の指定障害や支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
4. 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定諸具合者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
5. 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
6. 関係機関との連携に関する事項

#### 第三の四 その他

1. 計画作成時期
2. 計画期間等
3. 計画の公表

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進  
(支援センターの設置とその役割について新たに言及)
- 四 障害を理由とする差別の解消
- 五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全に向けた取組や事業所における研修等の充実